

## 第 1 回瑞浪市総合計画審議会 会 議 録

日時：令和 4 年 4 月 28 日（木）10:00～11:45

場所：瑞浪市役所 2 階 大会議室

### 次 第

1. 委嘱式 資料 1
2. 市長あいさつ
3. 審議会の進め方について 資料 2-1、資料 2-2
4. 会長・副会長選出
5. 諮 問 資料 3
6. 瑞浪市総合計画の概要について 資料 4-1、資料 4-2
7. 議 事
  - (1) 瑞浪市総合計画審議会会議運営規程（案）について 資料 5
  - (2) 全体スケジュールについて 資料 6-1～資料 6-6
8. その他

### 出席者

#### 出席委員

鈴木圭子 委員 大山理晴 委員 小島博和 委員 渡辺隆夫 委員 水野勝人 委員  
勝股清治 委員 山口富子 委員 井貝順子 委員 福永泰子 委員 中山千鶴 委員  
小池 誠 委員 林 一子 委員 萩尾英明 委員 稲垣昌克 委員 土屋誠治 委員  
熊澤清和 委員 大宮康一 委員 森島嘉人 委員 東恵理子 委員 小木曾めぐみ 委員  
[名簿順]

#### 欠席委員

安藤八重子 委員 古田成志 委員 威知謙豪 委員 玉川幸枝 委員  
[名簿順]

### 【瑞浪市】

瑞浪市長 水野 光二  
瑞浪市理事兼総務部長 正村 和英

### 【事務局】

加藤 昇 （企画政策課長）  
津田 良介（企画政策課企画政策係長）  
三浦 啓輔（企画政策課企画政策係）

【第 7 次瑞浪市総合計画策定業務委託事業者】

内田 真 (株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所)  
本間 裕之 (株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所)

**議 事**

1. 委嘱式

(市長より代表の委員へ委嘱状を交付するとともに、全文を読み上げる)

2. 市長あいさつ

【市 長】

早朝より出席を賜り感謝申し上げます。総合計画案がまとまるまでが任期であるが、来年 12 月までに議会に承認をいただくため、その前までに案をまとめたい。

各界の代表者に出席をいただいている。男女比率、年代層と、バランスのいい委員構成で委員を受けていただいている。女性は第一線で活躍されている方々である。積極的な発言、提言を賜りたい。

現在は第 6 次総合計画に基づいた市政を進めている。平成 26 年度から来年度までの計画であり、ラストスパートをかけている状況である。第 7 次総合計画は令和 6 年度から令和 15 年度までの計画期間で、令和 6 年 4 月 1 日から計画がスタートするものである。(第 7 次総合計画期間中に実施される主要事業について説明・紹介)

第 7 次総合計画期間中、様々な事業があり、多くの市民の皆様の意見を聞かせていただき、夢を語っていただきながら、夢のある 10 年後、20 年後の瑞浪市につながる総合計画を、皆様のお力で策定していただきたいと期待している。策定まで、皆様の想いを積極的に発言していただきたい。

3. 審議会の進め方について

【事務局】

瑞浪市総合計画策定条例は、本市の総合計画を策定するにあたり、必要な事項を定めているものである。後ほど市長より総合計画審議会へ諮問するのは、本条例第 3 条の規定によるものである。総合計画は基本構想、基本計画、実施計画からなっており、基本構想及び基本計画の策定にあたっては第 4 条にあるとおり、議会の議決が必要となっている。

瑞浪市総合計画審議会設置条例は、委員会の設置について、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、総合計画審議会を設置することを定めている。議事に入る前に会長及び副会長を選出するが、これは第 5 条の規定により委員の互選とするところである。第 6 条では、本審議会の開催は、委員の過半数の出席が必要であることを規定しており、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとしている。

また、第 8 条では、審議会の運営について会長が別に定めることとしている。本日、運営

規程（案）を用意しているの、後ほど議事として取り上げていただく。

#### 4. 会長・副会長選出

（会長・副会長の選出にあたって、委員より事務局の提案を求める声があり、事務局より学識経験者の大宮委員、続いて副会長を瑞浪市連合自治会の水野委員を提案し、拍手による承認を受ける）

##### 【大宮会長あいさつ】

当審議会が活発な意見の場となり、第 7 次瑞浪市総合計画がより良い計画となり、10 年後、20 年後の瑞浪市を担う若い方にとって幸せで、豊かなまちづくりにつながるよう、尽力するので協力をお願いします。

##### 【水野副会長あいさつ】

第 7 次瑞浪市総合計画の策定に向けて色々な課題等があると思うが、瑞浪市を良くするために、皆様と一緒に頑張って尽力していきたいと思うので協力をお願いします。

#### 5. 諮問

（市長により諮問書を読み上げられるとともに、会長へ手渡される）

#### 6. 瑞浪市総合計画の概要について

##### 【事務局】

総合計画とは自治体運営の基本的な指針となる最上位の計画であり、将来都市像を具現化するためのまちづくりの指針を示すものである。現在の第 6 次瑞浪市総合計画は、平成 25 年度に、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間を計画期間として策定したものである。

現行の第 6 次瑞浪市総合計画の概要として、将来都市像を「幸せ実感都市 みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」と定め、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境、快適な生活ができる社会の実現、瑞浪市が魅力あるまちとして成長し続けていくことができるまちを目指している。

本計画では人口問題を大きな課題として、本市の令和 5 年の人口目標を 40,000 人とし、将来都市像が実現された姿を示すまちづくりの基本となる指標として、「住みよさ」「定住」「市政満足度」の 3 つの指標を設定している。これは毎年実施の市民アンケートにより進行管理を行っている。

総合計画の構成としては、目指すべき将来都市像を示す「基本構想」、将来都市像を実現するための施策である「基本計画」、基本計画の施策を具現化する事業を示す「実施計画」で構成されている。

「基本構想」「基本計画」の期間は、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間で、「基本計画」は、社会情勢の変化等を踏まえ 5 年を目途に見直しを行い、平成 31 年度から令和 5

年度までの「後期基本計画」を策定し、施策を推進してきたところである。「実施計画」は毎年、直近 3 年間の計画を策定している。

将来都市像の実現に向けては、「健康福祉」「生活環境」「都市基盤」「産業経済」「教育文化」「新たなまちづくり」の 6 つ分野で基本方針を掲げ、総合的、計画的なまちづくりを展開している。

まちづくりの重点方針として、人口減少、地域活性化の課題解決に向けた取り組みを 3 プラス 1（スリープラスワン）として、3（スリー）を「魅力的な暮らしを創造する」「快適な暮らしを実感する」「元気な暮らしを応援する」プラス 1（ワン）を「協働の夢づくり」と掲げ、まちづくりの基本方針を踏まえたうえで、人口問題の解決、将来都市像の実現に向けて、分野横断的かつ戦略的に取り組んでいる。

総合計画は市政の方向性を示すまちづくりの道標であり、市民と行政の協働の手引書、計画的なまちづくりの進行管理と推進力の役割をもったものになる。

この計画が令和 5 年度に終期を迎えることから、令和 6 年度を始期とした第 7 次瑞浪市総合計画を策定することとしており、策定に向けて本日より約 2 年間、本審議会の皆様や市民、団体等の方々から幅広いご意見をいただきながら、行政と市民が一体となって総合計画を作り上げたいと考えている。ご協力をお願いする。

また、第 7 次瑞浪市総合計画策定方針を既に定めている。計画策定の背景として急速に変化する社会情勢の変化に対応した計画を策定することが必要であることを策定方針に明記している。さらに 5 つのコンセプトを明記しており、順に「シンプルで分かりやすく、施策の目的が明確であること」「事実と根拠に基づき、実効性が確保されていること」「事業の効果検証が明確であり、社会情勢の変化に対応できること」「市民と行政の行動の指針となるものであること」「総合戦略及び行政改革を総合計画に位置付けるものであること」としている。総合戦略及び行政改革を総合計画に位置付けるものであることというのは、現在、瑞浪市では、市の事業の中でも人口減少対策や地域活性化施策としてピックアップした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」があり、そこでは約 70 の事業が位置付けられている。毎年評価を内部・外部ともに実施している。

また、行政改革の取組を位置付けた「行政改革大綱」という計画があり、こちらもその取組を毎年内部・外部評価ともに実施している。これまで別々に運用してきたが、職員にとっても評価対象が多く負担となっている。また、これらの評価は公表しているものの、市民からみても分かりやすいものとは言えないため、第 7 次総合計画下ではこれらを一体的に位置付けることで評価を 1 本化し、より分かりやすく、できる限り負担のない方法を検討していきたいと思う。

総合計画策定までの実施体制としては、地域懇談会や自治会・まちづくり組織等とのワークショップ、市民アンケート、パブリックコメントなどの手法により市民や各種団体、事業者から幅広い意見をいただき、随時、本審議会に諮りながら最終的に市議会の承認を経て策定されるものである。この方針を基本として、策定に向けて進めていきたいと考える。

## 7. 議 事

### (1) 瑞浪市総合計画審議会会議運営規程（案）について

#### 【事務局】

瑞浪市総合計画審議会設置条例にて会長が別に定めるとした運営に関する規程（案）では、会議を公開で行うこととし、傍聴に関することとして、傍聴の申し出や傍聴できない者、傍聴人の守るべき事項などを定めている。

#### 【委 員】

会議運営規程の 4 条（4）では、無線機やマイク、録音機等を携帯するものについては入場できないとしているが、最近の携帯電話の高性能化と普及に鑑みると、携帯を所持している人をどのように考えればいいのか。

#### 【事務局】

携帯電話の録音機能は、まさにそれに該当するものとなる。記録については事務局の方で正式なものを記録しており、正式なものを公開させていただくものである。傍聴人についてはその点についてご理解いただくようにするものである。

なお、入場できない方について 9 項目を定めているが、携帯電話の所持については、録音しないことを条件に認めたいと思う。

#### 【会 長】

携帯電話は、録音機器そのものではないということをご理解いただければと思う。それも含めて他に質問はあるか。

<なし>

#### 【会 長】

それでは、瑞浪市総合計画審議会会議運営規程（案）については原案のとおりとする。よろしく願います。

### (2) 全体スケジュールについて

#### 【事務局】

#### 資料 6-1 第 7 次瑞浪市総合計画策定 全体スケジュール

全体スケジュールでは、本審議会の開催について、進捗状況をみながら 1 ヶ月～2 ヶ月おきに開催を予定している。あくまで予定であり、進捗により変更する場合がある。

市議会では令和 5 年 9 月に基本構想、12 月に基本計画での議決を目指しているが、先般、令和 4 年 3 月の議会において総合計画特別委員会という委員会が立ち上げられ、総合計画の進捗や提案に対する審議体制を整えていただいている。そのため、適宜調整しながら特別

委員会にも諮らせていただくこととなる。

また、第 7 次総合計画を策定するにあたり、第 6 次総合計画の評価・検証は欠かせないものであるため、現在、総括的な評価の方法を検討している。

政策立案ワークショップや市民参加については、表に記載しているスケジュール、方法を考えているので、後ほどの資料にて詳細を説明する。

第 6 次総合計画の評価・検証や市民意見を踏まえながら、基本構想・基本計画（案）を並行して作成していく。時期については、議会に上程する前に令和 5 年 1 月に基本構想のパブリックコメント、令和 5 年 7 月には基本計画のパブリックコメントを実施する予定とし、それまでに基本計画・基本構想の原案を作成することとなる。

**資料 6-2** 第 7 次瑞浪市総合計画策定に向けた策定キャンペーンについて

第 7 次総合計画の策定にあたり、策定プロセスを周知することにより総合計画への興味・関心、参画への機運を高めるためにロゴを作成する。また、このロゴをクローズアップしたのぼりを作成し、ワークショップ等で設置したり、市役所ロビー等で PR するなどを想定している。

市民意見の聴取方法をこのあと説明するが、常時意見を聴取できる体制をとりたいため、現状でも市政直行便やメールフォームから常時受け付ける体制はあるが、意見収集ボードを市役所入口あるいはロビーに設置したいと考えている。

**資料 6-3** 第 7 次瑞浪市総合計画策定に向けた各種アンケート調査の実施について

第 7 次総合計画の策定にあたり、幅広い意見を聴取するため、各種アンケートを実施する。具体的には 4 つのアンケートを予定している。市民アンケートは市民 1,000 人を無作為抽出する方法により行う。これは第 6 次総合計画の達成状況の指標としているものであり、継続して実施してきたものだが、第 6 次総合計画の指標としてだけでなく、第 7 次総合計画の策定に向けた意見としても捉えることとなる。

小中学生アンケート調査では、市内小学校 5 年生・中学校 2 年生を対象に市長になったら何をしたいか等を目玉に、暮らしやすさや感じることをお伺いするとともに、総合計画の取組の PR につながればと思う。令和 2 年度に全校児童生徒にタブレット端末を配布しているので、児童生徒がそのフォームから手軽に回答することができる。

企業アンケート調査については産業分野がメインとなるが、市内企業に対して産業振興施策やまちづくりについての意見を伺う。また、名古屋圏域の企業を対象に、外から瑞浪市を見る視点でのアンケートを実施しようと考えている。

職員アンケートでは、瑞浪市職員を対象に総合計画の策定について、行政内部から見た意見を伺うことを考えている。

**資料 6-4** 第 7 次瑞浪市総合計画策定に係る各種ワークショップの開催について

ワークショップは、第 7 次総合計画の策定にあたり、10 年後に目指すべき都市像を実現するために必要な取組について検討する機会として実施するものである。

各地区の自治会・まちづくり組織を対象に各地区 2 回程度実施し、第 6 次総合計画において掲げた各地区の方向性を再確認するとともにその検証を行い、第 7 次総合計画につなげていく。また、各地区のまちづくりに若い意見も取り入れられるよう、次に説明する学生ワークショップでの意見等を共有しながら進めていくことを考えている。

学生ワークショップでは、市内の高校・大学を想定しており、地域の姿を描いてもらうことや、若い力を活用した総合計画の PR やプロモーションを考えている。

#### 資料 6-5 令和 4 年度 地域懇談会～市長と語る会～

地域懇談会は、毎年各地区に市長が出向いて各地域との意見の交換をする場となっている。地域から各地域の課題や意見を伺い、市政に反映していくことを目的とし、市政情報の発信の場ともなっている。今年度の日程は資料に示したとおりにて行う予定である。1 部では 10 年、20 年先の瑞浪市の姿について、市長より直近の市の事業展開を踏まえて講演する。

2 部では、「地域の課題から未来を考える」をテーマとして第 7 次総合計画の策定に向け、各地区の課題についてご意見をいただき、今後のまちづくりの展開を考えていく。

#### 資料 6-6 政策立案ワークショップ実施計画書

政策立案ワークショップは情報提供である。市の方で、内閣府・経済産業省と連携して既の実施している。地域経済分析システム（RE S A S）という人口データや地域の産業データなど多くの情報が集約されたシステムがあり、これを活用したものである。なお、このシステムは全国誰でも閲覧することができる。

行政施策においても民間の事業と同様に、過去の経験という根拠ではなく、数値から根拠立てた施策立案が求められる時代となっているため、RE S A S 等を活用する取組も進めていこうと考えている。

具体的には、現在着手している「瑞浪駅周辺再開発事業」を取り上げることとしている。駅周辺は整備されてから 40 年近くが経過しており、施設の老朽化や住民の高齢化などにより商店街のにぎわいが失われているなど、中心市街地としての活性化が課題となっている。

再開発事業にあたり、どのようなまちづくりを目指すべきかの一助となればと思い、RE S A S を活用して、若手職員の研修も併せて実施することとしたところである。

瑞浪駅周辺再開発事業は、近年の市の事業の中でも類を見ない規模であり、かつ重要課題であることから、第 7 次総合計画では、本事業展開を踏まえた計画とする必要があると考えているため、今回報告させていただいたところである。

#### 【委員】

資料に記載のキャンペーンロゴは、これは既に決まったものか。選定の経緯をお伺いしたい。また、これは「ミズナミ+ミライ」かと思うが、市の名前が切れているという違和感がある。また、縦に見ると「ナイ」とも読め、ネガティブに受け取られるのではないかと。

【事務局】

第 7 次総合計画の策定にあたり、キャンペーンロゴは初めて取り入れるものであり、視覚的に訴えかけるものを作っていきたい意向がある中で、ミズナミライというキャッチーなネーミングとしてロゴを作成したものである。

事務局で考えて作成したものではあるが、瑞浪市の記載や、縦読みの件は、改善に向けて検討させていただく。

【委員】

政策立案ワークショップの実施に関連して、以前に駅周辺再開発事業の件でパブリックコメントを出させていただいた。計画が変更される際に、駅北側に建築予定だった福祉棟建設の同時進行が難しく、駐車場あるいは緑地になるということで、子育て世代としては残念という思いをパブリックコメントで伝えた。計画が変更される際、市からの情報に気づかずに異議なしとなってしまうことがあるかと思う。また、福祉棟の建設が今後どのように進んでいくかについては、保護者に説明していかないといけない。当初の計画が、数か月すると知らぬ間に変わっていて、そのまま進んでいってしまうと、トラブルの原因になるかと思う。

駅周辺再開発事業の件や、新病院の建設についてもワークショップに参加したが、パブリックコメントに対する回答がホームページを閲覧するよう促すだけなので、出た意見に対する説明をしっかりといただければと思う。対面での説明がコロナ禍で取りづらい中ではあるが、総合計画の策定にあたって配慮いただければと思う。

【事務局】

福祉棟の建設の件、詳細な内容については当課で把握しているものではないが、同じタイミングで整備することが困難という話は聞いているところである。全く実施しないというわけではなく、駅の近くに子育て関連の施設があり、公共施設を集約していく中で、また利用状況を把握する中で、皆さんにとって利用しやすい形にできればと考える。

また、市役所からの情報発信が不足していることについては、広報みずなみによる発信はしているが、説明不足と捉えられてしまうことも多々ある。現在は SNS として Twitter や Instagram、YouTube などの多様なツールを使って発信に努めているが、それでも足りない状態である。このような会議の機会も捉えつつ、市長と語る会などで説明は実施している。また、詳しい説明が必要な場合は、職員もしくは市長が団体の方と直接お話しさせていただくので、連絡をいただければと思う。今後も情報発信には努めていきたいと考える。

第 7 次総合計画については、SNS を活用し、先ほどの説明のキャンペーンロゴも含め発信に注力していきたい。これまで市民の方々にとって分からないまま進んできたところを、分かるように、策定プロセスから周知し、ロビーに意見収集ボードを作成して意見を貼付けていただくなど、新たな取組も考えている。この総合計画を皆さんとともに作り上げていきたい。



【会 長】

小中学生向けのアンケートをはじめ、高校生や大学生に対して意見聴取を実施するなど  
の取組を検討されている中、分かりやすい情報発信がポイントかと思う。子どもでも分かり  
やすい情報であれば、大人でも分かりやすいものになると思う。

【委 員】

アンケートについては市民向けアンケートが中心となっている。企業アンケートでは名  
古屋圏を対象にしたものもあるが、市外の人意見を伺う機会はないか。人口減少が問題と  
なる中、移住定住の視点で外部の意見は必要かと思う。

【事務局】

住民・行政のニーズを把握する視点から、確かに必要になる。できる範囲で意見を把握し  
ていきたい。

なお、市民協働課で移住定住施策・事業を展開する中で定住者に対して、なぜ瑞浪への定  
住を決め手にしたのかという内容を過去に聞いていた背景もあるので、情報収集し、集約し  
ていきたい。移住定住に関する相談件数も年々増えているので、そのような方に聞いていく  
ことなども行っていきたい。

【会 長】

一定程度のネットワークがある中でアンケートを実施していくかたちになるかと思う。  
瑞浪市から都市圏あるいは県外へ進学・就職された出身者を対象にする視点なども、先ほど  
の意見を踏まえる上で必要かと思う。

【会 長】

会長からの質問になるが、アンケートについてである。市民アンケートについては 1,000  
人あたりの目標回収率と、小中学生向けのアンケートについて、この子どもを合わせると何  
人くらいが対象になるか。

【事務局】

回収率は事務局の想定で 50%程度である。毎年実施しているアンケートであるが、郵送  
回答にて実施している中、イラストもつけながら回収率を上げるべく取り組んできた。直近  
の令和 2 年度で 44.7%、令和 3 年度で 44.5%という推移である。今回は、市で LoGo フォー  
ムというフォーマットを使いインターネットでも回答できるようにしているので、回収率  
は一定程度上がる想定で見込んでいる。

対象の人数であるが小学校 5 年生が 300 人、中学 2 年生が 300 人。ピンポイントで依頼  
し、タブレットで回答いただくものであるため、市民アンケートより回収率は高く、90～

95%くらいは得られるのではないかと考えている。

**【委員】**

冒頭の市長あいさつの中で、学区制審議会が今年からあるということを伺った。PTA 連合会からも 6 人の委員を出させていただく。

事前に複式学級のメリットやデメリット、その対象になる学校などの情報提供をいただければと思う。PTA 連合会でも独自に瑞浪市全体の児童数の分布図を整理して作成し、6 人で勉強会をし、子どもの少ない地区や子どもの多い地区で問題点が違うので、このことについて市役所で用意いただけると、地区の課題や複式学級の効果が検討できるかと思う。

**【事務局】**

このことについては当方で回答はできないが、教育委員会に伝えさせていただく。

**【会長】**

他にいかがか。なければ指摘箇所については事務局で検討いただきたいと思う。全体スケジュールについては原案のとおりでよろしいか。

<異議なし>

**【会長】**

活発な質問・意見を賜り感謝申し上げます。引き続き、意見しやすい雰囲気づくりに努めていきたい。それでは進行を事務局に返したい。

8. その他

(事務局より報酬の支払いと今後の日程調整等の連絡について説明するとともに、地方創生に関する包括協定に係る取組について紹介)

以上